

○職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢退職者に対し、職業紹介を行います。

- ◆ 求人者との間で、雇用関係が発生します。
- ◆ 労働関係法規(労働基準法・労災保険等)の適用を受けます。
- ◆ 就業の対価は賃金として求人者より支払われます。
- ◆ 紹介手数料は就職者が決まりましたら、支給された賃金の11.0%(消費税込み)を、紹介手数料としていただきます。
- ◆ 紹介手数料は、就職から6ヶ月以内に限ります。

